# 医療費が高額になったときは?

## ■ 高額療養費

1カ月の医療費が高額になったときは、申請に より下表の自己負担限度額を超えた額を高額療養 費として支給します。一度申請すると、以後の高 額療養費は自動的に登録口座に振り込まれます。

対象者には診療月の3カ月後以降に申請書が自 動的に送付されます。

## 「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準 負担額減額認定証」の申請を!

下表の所得区分で現役Ⅰ・Ⅱおよび区分Ⅰ・Ⅱ に該当する人は、申請により現役Ⅰ・Ⅱの人には 「限度額適用認定証」を、区分Ⅰ・Ⅱの人には 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し ます。1カ月の医療費が自己負担限度額を超える

ような高額になる場合には、こ の認定証を医療機関へ提示する ことで、一部負担金が減額され ます(区分Ⅰ・Ⅱの人は食事代も 減額)。認定証は申請月からの適 用となりますので、早めに申請 してください。



#### 認定証の交付方法が変わります

## ● 平成31年(令和元年)7月31日までの認定証の 交付を受けている人

今年度も同一の認定証の交付対象者に該当する 人には、8月1日から使用できる「限度額適用認 定証 | または「限度額適用・標準負担額減額認定 証」を7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合 から郵送し、申請は不要となりました。8月にな っても認定証が届かない場合は、交付対象者に該 当していない可能性がありますので、詳しくはお 問い合わせください。

### ■初めて認定証の交付を受ける人

認定証の交付を受けるには、申請が必要です。 必要な人は申請してください。

#### 高額介護合算

年間(毎年8月分~翌年7月分)の医療費の自己 負担額と、介護サービスの自己負担額を合算した 額が限度額を超えたときは、申請により超えた額 を高額介護合算療養費として支給します。対象者 には毎年3月末に申請書が自動的に送付されま す。

### 白己色出限度頞

所得区分	所得基準	自己負担割合			入院したときの食事代
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯合算)	(1食当たり)
現役Ⅲ	同一世帯に住民税課税標準所得690万円 以上の被保険者がいる場合	3割	25万2,600円+ 年4回目以降は	-(総医療費-84万2,000円)×1% 14万100円*2	
現役Ⅱ	同一世帯に住民税課税標準所得380万円以上 690万円未満の被保険者がいる場合*1	3割	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1% 年4回目以降は9万3,000円*2		- 460円**4
現役I	同一世帯に住民税課税標準所得145万円以上 380万円未満の被保険者がいる場合**1	3割	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1% 年4回目以降は4万4,400円*2		
—般	現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人	1割	1万8,000円*3	5万7,600円 年4回目以降は4万4,400円*2	
一一	同一世帯の全員が住民税非課税の場合	1 mil	0.000	2 T 4 C 0 0 TT	(~90日*5)210円
区分Ⅱ	(区分 I 以外)	1割	8,000円	2万4,600円	(91日~*5)160円*6
区分I	住民税非課税世帯のうち、世帯員それぞれの所得が0円となる場合(公的年金等の控除額は80万円として計算)	1割	8,000円	1万5,000円	100円

- 申請により自己負担割合1割となった場合を除きます。
- 過去1年間に外来+入院の限度額を3回以上超えたときの4回目以降の額 **※** 2
- 1年間(8月~翌年7月)の外来(個人)の自己負担額の合算額に、年間14万4,000円の上限があります。 ₩3
- **%** 4 指定難病患者の人、一定期間精神病床に入院中の人などは、260円の場合もあります。
- **%** 5 過去1年間で入院した日数の合計
- 過去1年間で区分Ⅱの認定証が交付されている期間の入院日数が90日を超えたことを申請して認められたときの額

# 後期高齢者健康診査を受診しましょう

対

|受診期間|| 令和元年7月~11月末まで

令和元年8月31日までに後期高齢者

医療制度に加入した人

|自己負担額| 平成30年度住民税課税世帯の人 500円 平成30年度住民税非課税世帯の人 200円

## 受診券の送付スケジュール

4月末時点の被保険者……6月下旬 5月~7月中に被保険者となった人…8月下旬 8月中に被保険者となった人………9月下旬

※詳しくは広報津6月16日号と同時期に配布の「令和元年度が ん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。